

令和4年11月9日	参考資料 1
第2回 40歳未満の事業主健診情報の活用 促進に関する検討会	

40歳未満の事業主健診情報の活用を通じた 予防・健康づくりの推進（案）概要

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

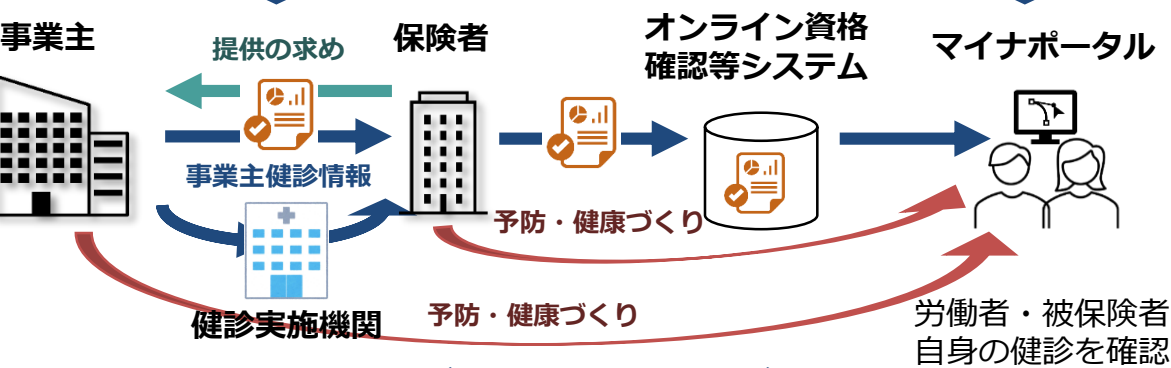
40歳未満の事業主健診情報の活用促進に関する検討会

「40歳未満の事業主健診情報の活用を通じた予防・健康づくりの推進」(案)

- 事業主健診情報(40歳未満)については、2022年1月より事業者から保険者へ提供する仕組みが施行されており、2023年度中からマイナポータルで確認可能とすることとされている。
- **労働者・被保険者が自身の健診情報を踏まえてセルフケアをしやすいとともに、事業者と保険者が連携して、年齢を問わず、労働者・被保険者の予防・健康づくりなどを推進**できるよう、事業主健診情報(40歳未満)の活用に関する課題や関係者が取り組む事項、システム整備等について検討を行い、その内容をとりまとめ。
- これを踏まえ、関係者が連携して労働者・被保険者の予防・健康づくりの取組を進めていく。

① 関係者における認識の共有

② 事業者・保険者間での円滑な情報共有



③ 事業主健診情報を活用した効果的な保健事業の推進

④ マイナポータルにおいて確認できるシステムの整備等

構成員	所属
石坂 裕子	日本人間ドック学会 理事
伊藤 悦郎	健康保険組合連合会 常務理事
木村 恵利子	全国中小企業団体中央会 労働政策部副部長
坂下 多身	日本経済団体連合会 労働法制本部上席主幹
鈴鹿 麻菜	日本労働組合総連合会 総合政策推進局生活福祉局部長
土井 和雄	全国商工会連合会 中小企業問題研究所長 兼 創業・事業継承推進室長
藤口 憲輔	全国労働衛生団体連合会 副会長
宮川 政昭	日本医師会 常任理事
三好 ゆかり	国民健康保険中央会 保健事業専門幹
森 拳一	日本商工会議所 企画調査部課長
安田 剛	全国健康保険協会 本部 保健部長
◎山本 隆一	医療情報システム開発センター 理事長
オブザーバー	社会保険診療報酬支払基金

① 関係者における認識の共有

- 健康保険法等に基づく制度の意義や趣旨、そのメリット、事業者・保険者とが連携したコラボヘルスの推進について周知
- T H P 指針の改正・周知を通じた事業場における労働者の健康保持増進
 - ①保険者と連携したコラボヘルスの積極的推進、②保険者と事業主健診情報の積極的共有、③電磁的方法による事業主健診情報の保存・管理、を明確化
- データヘルス計画における事業主健診情報活用の明示

② 事業者・保険者間での円滑な情報共有

- 事業主健診情報の電子化の周知
 - ・ 企業が保存する事業主健診情報の電子化を促進するとともに、保険者との連携の観点からXML形式に対応出来ることが望ましい旨の周知
 - ・ 事業主健診情報の保険者への提供については、XML形式による方法やその他適切な方法によることを周知【事業主健診情報（40歳以上）の場合と同様】
 - ・ 電子的な標準様式による結果提出が可能な健診実施機関への委託が望ましいことや、そのような健診実施機関を周知【事業主健診情報（40歳以上）の場合と同様】
 - ・ 健診実施機関内での健診結果データの標準化に伴い、事業者等が異なる健診実施機関の結果を同一フォーマットで把握することができる取組事例の周知
- コラボヘルス推進等の支援
 - ・ 事業主健診情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進のための支援を検討
 - ・ 商工会、事業協同組合などの団体が、小規模事業場に対して産業保健サービスを提供するための活動の支援を検討
- 事業者と健診実施機関との契約書ひな形の活用推進等
 - ・ 事業者と健診実施機関間の契約書ひな形に、事業主健診情報の保険者への提供【事業主健診情報（40歳以上）の場合と同様】のほか、事業者が健診実施機関に対し、個人情報保護法に則り受診者の被保険者等記号・番号等を事前に提供することを盛り込み、周知
 - ・ 保険者が事業者に情報提供を促す書類ひな型の作成・周知
- 個人情報保護法上の取り扱いの周知
- 事業主健診情報の提供が「健康経営」に資する取組として認知されるよう周知
- 事業主健診情報の提供・取得に係る費用：実態は様々であること等から一律に定めるのは困難であり、関係者で必要な取決め等を行う

③ 事業主健診情報（40歳未満）を活用した効果的な保健事業の推進

- 保険者による事業主健診情報の活用事例の周知を通じた横展開の推進
- 事業主健診情報を取得して保健事業への活用を支援するモデル事業・横展開を検討

④ マイナポータルにおいて確認できるシステムの整備等

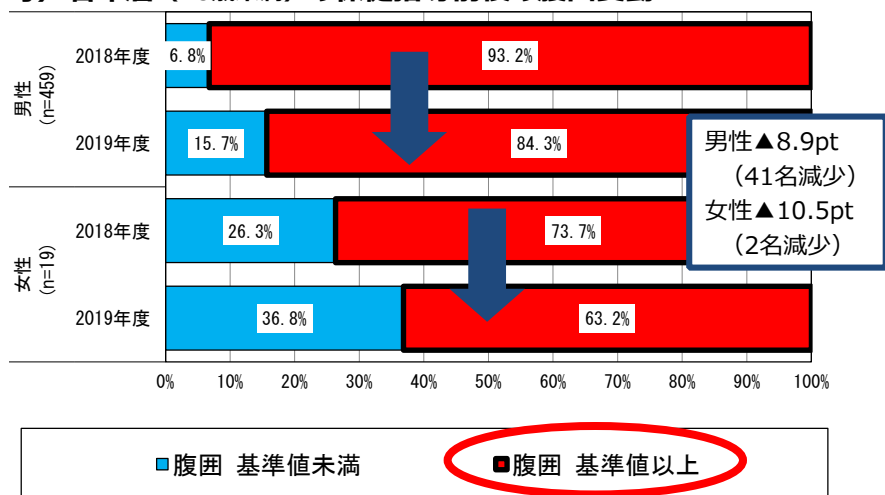
- 事業主健診情報（40歳未満）の活用に向けたシステムの改修
 - ・ 既存の特定健診等データと併せて一体としてシステム運用管理や保守等を行うこと等を通じて、効率的な業務運営やコストの適正化につながるようにする
 - ・ 第4期特定健診と同じフォーマットの活用や、第4期前に作成したデータは第3期のフォーマットでも登録できるように検討を進める
- オンライン資格確認等システムの運営
 - ・ 特定健診情報等データが保険者負担によりシステム運営されていることや、事業主健診情報（40歳未満）は既存の特定健診等データと併せて一体としてシステム運用管理や保守等を行うこと等を踏まえつつ、運営費の負担を検討

事業主健診情報（40歳未満）の活用事例

例①：保健指導・企業へのフィードバック

- 新規特定保健指導対象者の抑制と若年層の重症化予防を目的に、**被保険者（40歳未満）を対象に、特定保健指導の階層化基準と同様の抽出条件で、特定保健指導の「動機づけ支援」を実施**（1回20分以上の個別面談、中間フォロー、6か月後の最終評価）。
- その結果、**BMIが25.0以上**（適正体重でない者）、**腹囲が基準値以上**（男性85cm以上、女性90cm以上）**に該当する対象者の割合が減少し改善傾向が確認**。若年層への保健指導は、**体重等の改善効果が高く取り組む価値**がある。
- 事業主健診情報（40歳未満）については、当該保健指導が主な活用方法であるが、**各種保健事業の基礎データとして活用したり、各事業主の安全衛生委員会への情報提供として健保全体の40歳未満に係る分析結果を提示したりしている**。

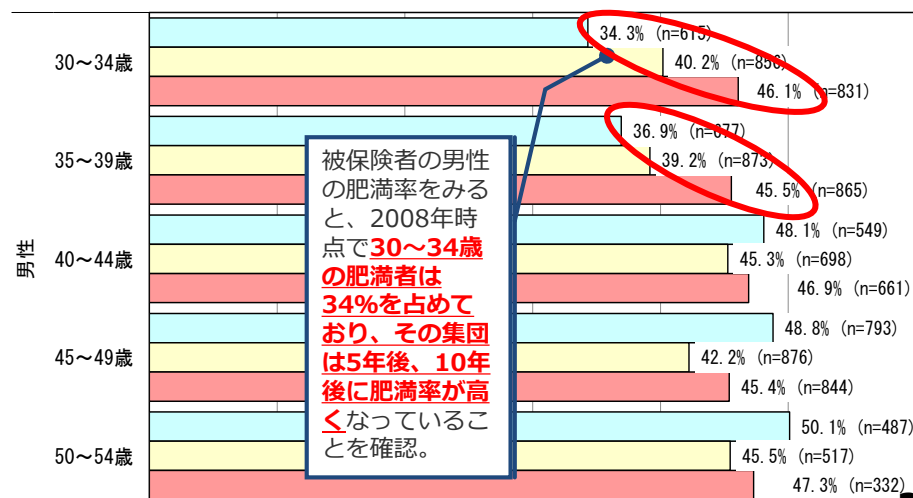
（参考）若年層（40歳未満）の保健指導前後の腹囲変動



例②：現状把握・分析を踏まえた取組

- 40歳未満を含む組合員全員を対象にレセプトと健診データを突合し、**5年後、10年後の肥満人数割合の推移を確認**。
- ✓ **40歳未満もメタボ該当者が多数**。
- ✓ **男性30～34歳の肥満人数割合は34.3%。その集団の5年後は40.2%、10年後は46.1%と増加**。
- **肥満人数割合が増加傾向の40歳未満男性をターゲットとし、若年層のメタボ対策が将来の肥満率を下げると考え、各事業所や保健師等と連携した各種イベント等を実施**。
- その結果、ジムによる運動指導参加者には**体重減少や若干の医療費減少**などがみられ、セミナー参加者には**体重変化や行動変容、意識変化**などがみられた。

（参考）5年後、10年後の肥満人数割合の変化（男性・年齢階級別）



【参考】全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要（令和3年法律第66号）

効果的な予防・健康づくり・重症化予防に向けた保健事業における健診情報等の活用促進

【現状及び見直しの方向性】

- 現在、40歳以上の者を対象とする特定健診については、労働安全衛生法に基づく事業主健診等の結果の活用が可能。一方、**40歳未満の者については、同様の仕組みがない。**
- このため、生涯を通じた予防・健康づくりに向けて、健診情報等の活用による効率的・効果的な保健事業を推進していくため、**40歳未満の者に係る事業主健診等の結果が事業者等から保険者へ提供される法的仕組みを設ける。**
- 併せて、後期高齢者医療広域連合と被用者保険者等間の健診等情報の提供についても法的枠組みの整備を行う。

※健保連・国保連についても保健事業の実施主体となり得るため上記同様に情報の提供と活用に係る仕組みを設ける。

【期待されるメリット・効果】

①データヘルスの一層の推進

⇒加入者の状況に応じた効率的・効果的な保健事業が可能になる。

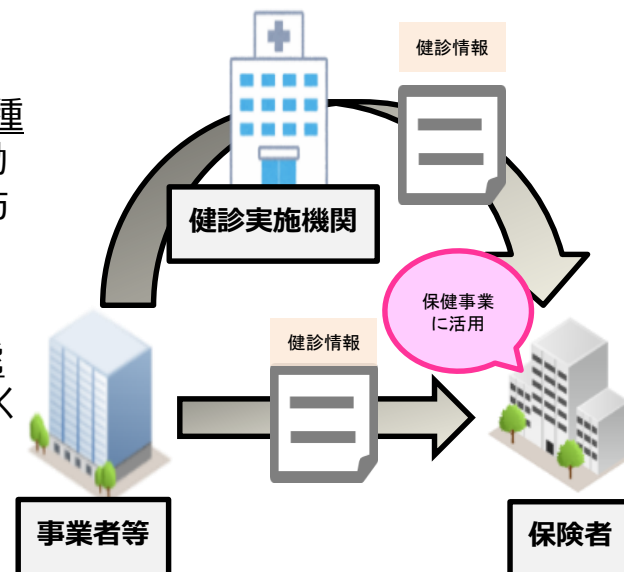
また、集まった情報を協会けんぽや健保連等で統計・分析することで、地域間や業種間、事業所間のデータ比較が可能になり、保険者や事業者等による加入者（＝労働者）の健康課題の把握・対策にも活用できる。（40歳未満の者の生活習慣病予防対策等にも役立つ。）

②コラボヘルスの促進

⇒保険者と事業者等が同じ情報を基に連携して加入者の健康確保を進めることが可能になり、コラボヘルス（保険者と事業者等の積極的連携による加入者の予防・健康づくりの推進）の実現につながる。

③マイナポ等での健診結果の閲覧が可能になる

⇒事業主健診等の結果をマイナポータル等で閲覧できるようになる。



【施行時期】 令和4年1月